

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・社会福祉法等の一部を改正する法律案が衆議院で可決成立 …………… 1

社会福祉法等の一部を改正する法律案が衆議院で可決成立

平成 28 年 3 月 31 日の衆議院本会議で、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が賛成多数で可決成立しました。本法案は平成 27 年の第 189 回国会に提出され、衆議院を通過するも、審議未了、継続審議扱いとなり会期をまたいだため、3 月 23 日の参議院本会議で可決した後、衆議院で再度審議されたものです。

法律において、平成 28 年 4 月 1 日から施行される以下の項目に関する政省令等が、今後、順次公布されていきます。また、平成 29 年 4 月 1 日から施行される項目に関しては、施行に係る課題について、4 月中に再開が見込まれる社会保障審議会福祉部会において、検討が進められる予定です。

平成 28 年 4 月 1 日からの主な改正事項

【事業運営の透明性の向上】

1. 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
2. 財務諸表、現況報告書、定款の公表に係る規定の整備

【財務規律の強化】

3. 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
4. 会計基準の省令への位置付け

【地域における公益的な取組を実施する責務】

5. 社会福祉事業又は公益事業を行うにあたり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

【行政の関与の在り方】

6. 所轄庁の変更

2 以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に移譲

1 の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲

【社会福祉施設退職手当共済制度の見直し】

7. 社会福祉施設退職手当共済制度の見直し

・給付水準の見直し ・共済加入期間の合算制度の充実 ・公費助成の見直し

なお、法律の施行日等については、別添の「全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）：平成 28 年 1 月 20 日【抜粋】」に示されているので、ご参考ください。